

## 三豊市公共施設の使用料見直しに関するパブリックコメントの実施結果

令和元年 10 月 16 日  
政策部財政経営課

### ○意見募集内容

三豊市公共施設の使用料見直し及び運用（免除）の取り扱いについての意見

### ○提出期間

令和元年 9 月 9 日（月）～10 月 8 日（火）

### ○意見の募集結果

提出者数 4 名

提出件数 6 件

### ○意見・回答の公表日

令和元年 10 月 16 日（水）

○パブリックコメントの意見及び回答

番号	意見		回答
1	<p>資料 15P 18 番 山本町農村環境改善センター使用料について</p>	<p>観音寺市立総合体育館の使用料 8時30分～17時00分…3,400円(2019.10.1現在) 1/3面積=改善センターよりも広くとれる 大野原会館の使用料 昼1時間515円 夜1時間625円(2019.10.1現在) 1/2面積=改善センターと同じくらいの広さ</p> <p>観音寺市内の上記2施設は、天井の高さも改善センターと比べて高い。壁の状態やコンセント状態も含め、改善センターは子どもが使用するには危険と思われまます。</p> <p>以上の内容で、改善センターの使用料見直し、免除を希望します。</p>	<p>今回の使用料は、本市の実際の施設維持管理費実績を基に管理原価を割り出して、貸出スペースごとの使用料を算定しているため、ご理解をいただきたい。</p> <p>使用施設の危険箇所等についてご指摘いただいた点は、施設所管課が必要に応じて改修や対応をさせていただきます。</p>
2	<p>資料 15P 18 番 山本町農村環境改善センターの施設分類、使用料及び使用料の算定方法について</p>	<p>該当施設は「体育館」と分類されていますが、建物の構造自体から違っていると思います。</p> <p>また、使用料がかかるということには異論はありません。しかし、施設自体も古く、治安も決して良いとはいえない現状です。</p> <p>他の施設においても言える事ですが、施設によって設備や状態も違う中、面積(m<sup>2</sup>)だけで使用料を出してしまう算定方法はいかがなものでしょうか？ 観音寺市の事例をあげさせていただきます。</p>	<p>元々の用途が多目的ホールであり、実際の使用用途が体育施設として使用しているため、用途を体育館として料金改定を行った。</p> <p>施設の考え方としては、古い施設だから安い新しい施設だから高い、古いから維持管理費が高くなるので使用料を高く設定する等、様々な考え方がある。今回の公の施設の見直しでは、施設の新旧に関わらず用途に応じて同種サービスを提供するという事で、同一基準での見直しを</p>

		<p>観音寺市総合体育館（メインアリーナ） アマチュアスポーツ、床面 1/3（576 m<sup>2</sup>）使用の場合 (2019.10.1 現在)</p> <table border="1" data-bbox="654 360 1263 528"> <tr> <td>8:30～ 12:00</td> <td>13:00～ 17:00</td> <td>8:30～ 17:00</td> <td>8:30～ 21:00</td> </tr> <tr> <td>1300 円</td> <td>2000 円</td> <td>3400 円</td> <td>6600 円</td> </tr> </table> <p>観音寺市総合体育館（サブアリーナ） 663 m<sup>2</sup>使用の場合 (2019.10.1 現在)</p> <table border="1" data-bbox="654 675 1111 842"> <tr> <td>8:30～ 12:00</td> <td>13:00～ 17:00</td> <td>18:00～ 21:00</td> </tr> <tr> <td>1400 円</td> <td>2000 円</td> <td>3100 円</td> </tr> </table> <p>このままの算定方法なら、9時から18時で使用する 場合、800円×9時間＝7200円となり、 この施設の状態でのこの金額は、いくら三豊市民で はないとしても高すぎではないでしょうか？ 見直しをお願いいたします。</p>	8:30～ 12:00	13:00～ 17:00	8:30～ 17:00	8:30～ 21:00	1300 円	2000 円	3400 円	6600 円	8:30～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00	1400 円	2000 円	3100 円	<p>適用している。</p> <p>今回の使用料改定は、本市の実際の施設維持 管理費を基に管理原価を割り出して、貸出ス ペースごとの使用料を算定しているため、ご理解 をいただきたい。</p> <p>使用施設の管理体制については、それぞれ施 設所管課において施設利用者に安心してご使用 いただけるよう、必要に応じて改修や対応をさ せていただく。</p>
8:30～ 12:00	13:00～ 17:00	8:30～ 17:00	8:30～ 21:00														
1300 円	2000 円	3400 円	6600 円														
8:30～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00															
1400 円	2000 円	3100 円															
3	資料 4～6P 使用料の統一に向けた 取り組み方針「使用料 の算定方法」について	<p>体育館の使用料で 15P の例えば 7 番の体育館と 18 番 の体育館で面積が同じくらいなので同じ金額になっ ているが、そもそもの施設区分が違うため、体育館 として使い勝手が良くはなっていない。</p> <p>18 番の施設は古く、金額に見合った施設ではないと 思われる。冷暖房の効きも悪くなっているし、体育</p>	<p>元々の用途が多目的ホールであり、実際の使 用用途が体育施設として使用しているため、用 途を体育館として料金改定を行った。</p> <p>施設の考え方としては、古い施設だから安い 新しい施設だから高い、古いから維持管理費が 高むので使用料を高く設定する等、様々な考え</p>														

		館の戸締りもしにくい状況であるため、使用料の見直しをお願いしたい。	<p>方がある。今回の公の施設の見直しでは、施設の新旧に関わらず用途に応じて同種サービスを提供するというので、同一基準での見直しを適用している。</p> <p>冷暖房の改修、施設管理に支障を及ぼす箇所の整備等については、それぞれ施設所管課において必要に応じて対応させていただく。</p>
4	資料 7P 4 行目 公費負担について	公共施設を一度も使用しない者（団体）がある現実をふまえ、くりかえし公共施設を使用する者（団体）との不公平をなくすため、使用料に公費負担の割合を算入しないで、10割を受益者負担として納付してもらうこと。	<p>市が設置した公共施設には、道路、公園等の市民の日常生活に必要で市場原理によっては提供されにくいものから、入浴施設、駐車場、墓地等のように特定の市民が利益を享受し、民間においても類似の施設が存在するものまで、多岐に渡っている。</p> <p>このため、一律の受益者負担割合で料金を設定することは困難なことから、施設を性質別に分類し、その分類ごとに公費負担割合と受益者負担割合を設定した。</p> <p>今回、使用料を改定する公民館等集会施設、体育文化施設等は、必要性が異なり、民間にはあまり見られないサービスでコストは公費と受益者が負担する施設に区分し、公費負担を5割、受益者負担割合を5割に設定した。</p>
5	資料 8P 2 行目 1時間/m2 当り 7円について	使用料の基準となる単価算定を、各施設ごとの取得価格、耐用年数、維持管理費（人件費を含む）を算出して、1時間当りの単価を算出すること。	利用者が負担する経費には、「施設の維持管理に係る費用」を対象範囲とし、人件費、物件費、備品購入費、維持修繕費を必要経費として

			<p>使用料算定の基礎数値に設定した。</p> <p>地方自治法 225 条の逐条解説には、「使用料は施設の維持管理経費または減価償却費にあてるべき」とあり、ご指摘いただいた取得価格については使用料算定には含めないこととした。</p> <p>減価償却費についても利用者が負担する経費にできると解釈できる。しかし公共施設は住民の福祉を増進する目的をもって設置された市民全体の財産であり、設置目的に合致する限り誰でも利用できる施設であるため、減価償却費は「資産の取得に要する費用」として公費で負担する経費として整理する。</p>
6	資料 21P 免除基準について	免除基準項目の 1・2・3・4 の項目のみ免除該当団体として、それ以外の団体、個人は全て規定のとおり、全額を受益者の負担として納付してもらうこと。	<p>現在の本市の取組方針としては、まずは市民サービスの不均衡の是正に向けて統一基準に基づく使用料見直しを目標に掲げている。</p> <p>よって、現在の施設利用団体への影響度を考慮し、政策的判断として従来通り使用料は免除する方向で進める。使用料免除の基準は、三豊市行政財産の使用料徴収条例第 7 条第 1 項を参考に公共的団体に該当する団体について免除を行うこととし、今回の資料 21P に該当する基準を本市の統一的な免除基準として運用する。</p>